

市・都民税、所得税 贈与税、消費税 事業税 申告はお早めに

市・都民税 所得税 事業税の申告書の提出期間は、2月16日(月)～3月15日(月)です(郵送可)。3月に入りまると大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

お問い合わせは、市・都民税については市役所市民税課(☎724・2114)～5、2117)、所得税、贈与税、消費税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については町田都税支所(☎728・5111)へ。

市・都民税の申告書

受付・相談

告の必要はありません。

開催日	会場	受付時間
2月17日(火)	南市民センター ホール	午前の部 9:00～11:00 午後の部 13:00～15:00
2月19日(木)	忠生市民センター ホール	
2月20日(金)	堺市民センター ホール	昼休みは 受付をしていません
2月24日(火)	鶴川市民センター ホール	
2月26日(木)	なるせ駅前市民センター ホール	
2月27日(金)	小山市民センター ホール	

〔注意事項〕

- (1) 当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。
- (2) ご来場いただく場合には、筆記用具・所得のわかるものや、社会保険料等の資料をご持参下さい。
- (3) 会場には駐車場の用意はありませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

廃車等の手続きはお早めに バイク・軽四輪は4月1日現在で課税されます

軽自動車税は、4月1日現在、登録のある方に課税します。バイクや軽自動車を所有していて、次の～に該当する方は、登録、廃車、名義変更等の手続きを3月末までにお願ひします。

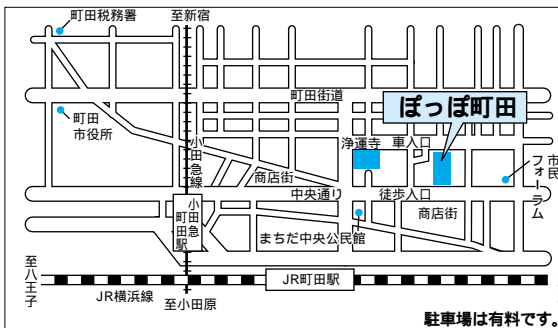
町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方
町田市外に転出する方
故障等でバイクを廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方
バイク等の盗難にあった方
町市内、または市外の方からバイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方
バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

これらの手続きに関する問い合わせ先は次のとおりです。
各窓口とも3月は大変混み合いますので手続きはお早めにお願ひします。

125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車＝市役所市民税課 ☎724・2113
125ccを超えるバイク＝多摩自動車検査登録事務所 ☎042・523・2455
軽三輪・軽四輪自動車＝軽自動車検査協会多摩支所 ☎042・525・4360

125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更、または廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、誤って納税通知書が発送される場合が多くあります。お手数ですが市役所市民税課で課税の有無を確認して下さい。

問 市民税課 ☎724・2113



納税通知書の送付は6月初旬に市・都民税の平成16年度納税通知書は、期限内(3月15日まで)に申告した場合には6月初旬ごろにお送りします。ただし、非課税の方には納税通知書はお送りしません。

また、申告がされるまでは、児童手当・保育園入園・幼稚園補助金・就学援助費・公営住宅入居・老人医療証・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書等の交付が受けられません。

必ず期限内に申告して下さい。

所得控除の資料等(前年中に社会保険料を支払った領収書や生命保険・損害保険の控除証明書等)

申告は期限内に

所得税の確定申告をする方
給与所得のみ、もしくは公的年金にかかわる所得のみの方で、給与の支払先もしくは社会保険庁等から市役所へ支払報告がなされている方(各種控除を受けようとする方は除きます)

申告に持参していただくもの

市・都民税の申告に持参していただくものは以下のとおりです。
申告書(会場でもお渡しします)

印鑑

収入があった方は、収入の内容が明らかとなる資料(源泉徴収票等)

納税通知書

納税通知書の送付は6月初旬に

市・都民税の平成16年度納税通知書は、期限内(3月15日まで)に申告した場合には6月初旬ごろにお送りします。ただし、非課税の方には納税通知書はお送りしません。

市・都民税 課税・非課税証明書

交付は6月中旬以降に
市・都民税の平成16年度課税・非課税証明書の交付は、期限内に申告した場合には6月中旬以降に交付できます。

なお、期限内に申告がありませんと、証明書の交付時期が遅れることがあります。

税務署からの お知らせ

所得税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぼっぽ町田」です

設置期間
3月15日(月)まで
平日(月～金曜日)以外でも、2月22日・29日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

受付時間
午前9時～11時30分
午後1時～4時
所在地
原町田4・10・20、JR横浜線・小田急線町田駅から徒歩5分

駐車場は有料となっておりますのでご了承下さい。

前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、申告書作成コーナーがありますので、ご利用下さい。

国際協力機構(JICA)の 日系社会青年ボランティアに 成瀬台の須貝さん

国際協力機構(JICA)の日系社会青年ボランティアとして、成瀬台にお住まいの須貝千夏さんがボランティアのアスシオン日本人会に派遣されることが決まり、1月14日に現地向けて出発しました。

須貝さんは大学在学中から、日本語教師養成講座を修了し、その後大学院で言語教育を専門に学びました。派遣先のボランティアでは日本語学校で3歳から15歳の子どもたちに日本語の授業を行う予定です。

出発に先立ちその報告に市役所を訪れた須貝さんは、寺田市長から激励を受けた須貝さん



町田に静かな空を返せ



1月27日、町田市は、神奈川県及び厚木基地周辺7市とともに、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、駐日米大使に対し、NLPの中止を要請しました。また、防衛施設庁、防衛庁、外務省に対し、訓練の中止を米軍に申し入れるよう要請しました。東京都も同様の要請をしています。

これは、1月26日に防衛施設庁東京防衛施設局からありました、厚木基地において2月10日から13日(天候等の事情により硫黄島での訓練が実施できない場合、9日から14日)の18時から22時まで夜間連続離着陸訓練(NLP)を実施する予定との事前通告を受けて行ったものです。

近年、厚木基地でのNLPは低騒音機で実施されていることから、同期間中の騒音状況は改善されつつありますが、NLP直前に集中的に行われる訓練飛行が新たな問題となっております。昨年11、12月には騒音の拡大が懸念されている新機種スーパーホーネットが厚木に配備され、初めてのNLPとなることから、市民への被害が拡大しないか騒音状況を注視しています。

町田市では、機会があるごとに、米軍及び日本政府に対して要請を行っているところですが、今後も引き続き、東京都、神奈川県や基地周辺各市とともに、航空機騒音の防止対策等について粘り強く要請してまいります。

問 企画調整課 ☎724・2103